

別 紙

令和元年度沖縄振興公共投資交付金交付要綱（社会福祉施設等施設整備に関する事業）

第 1 通則

沖縄振興公共投資交付金制度要綱（平成24年4月6日府沖振第148号・警察庁甲官発第136号・総官企第161号・24文科施第9号・厚生労働省発会0406第4号・23地第483号・平成24・03・28財地第1号・国官会第3338号・環境会発第120406012号）に基づく沖縄振興公共投資交付金の交付に関しては、沖縄振興特別措置法（平成14年3月31日法律第14号）第105条の2及び第105条の3、沖縄振興特別措置法施行令（平成14年3月31日政令第102号）第32条の2、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

第 2 沖縄振興公共投資交付金（社会福祉施設等施設整備に関する事業）

（交付の目的）

1 この交付金は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 生活保護法第38条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設	

		授産施設 宿所提供施設	
(2) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 7 号に基づく授産施 設（(1) による授産 施設を除く。）	社 会 事 業 授 産 施設		
(3) 障害者総合支援法 第 5 条第 1 項に基づ く障害福祉サービス 事業（同条第 2 項に 規定する居宅介護、 同条第 3 項に規定す る重度訪問介護、同 条第 4 項に規定する 同行援護、同条第 5 項に規定する行動援 護、同条第 6 項に規 定する療養介護、同 条第 7 項に規定する 生活介護、同条第 8 項に規定する短期入 所、同条第 12 項に 規定する自立訓練、 同条第 13 項に規定 する就労移行支援、 同条第 14 項に規定 する就労継続支援、 同条第 15 項に規定 する就労定着支援若 しくは同条第 16 項 に規定する自立生活 援助に限る。）を行 う施設（以下「障害 福祉サービス事業 所」という。）及び	障害福祉サービ ス事業所 障害者支援施設 相談支援事業所		

同条第 1 1 項に規定する障害者支援施設並びに同条第 1 8 項に規定する相談支援を行う事業所			
(4) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 5 条第 1 項に基づく身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）	身体障害者社会参加支援施設	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設	点字図書館 聴覚障害者情報提供施設
(5) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業（同第 2 項に規定する児童発達支援、同第 4 項に規定する放課後等デイサービス、同第 5 項に規定する居宅訪問型児童発達支援若しくは同第 6 項に規定する保育所等訪問支援に限る。）を行う事業所及び同第 7 項に規定する障害児相談支援を行う事業所並びに第 7 条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター	児童福祉施設 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所	児童発達支援センター 障害児入所施設	福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設

3 第2において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をい

う。

(1) 第2の2の表第1号及び第2号に掲げる施設(以下「保護施設等」という。)の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備(一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築(以下「耐震化等整備」という。))を含む。以下同じ。)をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築及び耐震化等整備を含む。)をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について別添1「沖縄振興公共投資交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	別添2「沖縄振興公共投資交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	別添3「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備(一部改築を含む。)をすること。
応急仮設施設整備	別添4「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

(2) 第2の2の表第3号、第4号及び第5号に掲げる施設(以下「障害福祉サービス事業所等」という。)の場合

--	--

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設等について別添 1「沖縄振興公共投資交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。

(交付の対象)

- 4 この交付金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象とする。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥沖縄 県補 助率	⑦国庫 補助 率
(1) 保護施設	生活保護法第 4 1 条	社会福祉法人 又は日本赤十 字社	生活保護法第 7 4 条第 1 項	沖縄県	3 / 4	2 / 3
(2) 社会事業 授産施設	社会福祉法第 2 条第 2 項第 7 号	社会福祉法人	予算措置	沖縄県	3 / 4	2 / 3
(3) 障害福祉 サービス事 業所等						
7 障害福祉 サービス事 業所（居宅 介護、重度 訪問介護、 同行援護、 行動援護、 療養介護、 就労定着支 援、自立生 活援助を除 く。）	障害者総合支 援法第 7 9 条第 2 項	障害者総合支 援法第 7 9 条 第 2 項に基 づき事業を 実施する 法人（社 会福祉法 人、医療 法人、日 本赤十字 社、一般 社団法人 公益社団 体法人、 一般財団 法人、公 益財団法 人、NPO 法人、営 利法	予算措置	沖縄県	3 / 4	2 / 3

		人等。以下「社会福祉法人等」という。)				
イ 障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。）	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	沖縄県	3 / 4	2 / 3
ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人等。医療法人を除く。）	予算措置	沖縄県	3 / 4	2 / 3
エ 身体障害者社会参加	身体障害者福祉法第28条第3	社会福祉法人	予算措置	沖縄県	3 / 4	2 / 3

支援施設	項					
オ 児童福祉施設等						
障害児入所施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人又は日本赤十字社若しくは公益社団法人又は公益財団法人	児童福祉法第56条の2第1項	沖縄県	3 / 4	2 / 3
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等	予算措置	沖縄県	3 / 4	2 / 3

5 この交付金は、施設整備費において次に掲げる費用については交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

6 この交付金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備については、次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 4の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表1-1の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。

ウ アにより選定された額に4の表の⑥欄に定める沖縄県補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額と、施設の種類ごとに算出した沖縄県が交付した額の合計額とを比較していずれか少ないほうの額の施設の種類の額（以下、「国庫補助基本額」という。）に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を

乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算出した交付額に、次の（ア）から（エ）のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。

（ア）地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄付金その他の収入額を控除した額

（イ）地域交流スペースに係る対象経費の実支出額

（ウ）地域交流スペースに係る基準額

a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（bの場合を除く。）

25,000千円（初度設備相当を併せて整備する場合は26,350千円）

b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備を行う場合34,590千円（初度設備相当を併せて整備する場合は35,940千円）

c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。）33,800千円（初度設備相当を併せて整備する場合は37,410千円）

d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備を行う場合47,720千円（初度設備相当を併せて整備する場合は51,330千円）

（エ）地域交流スペースに係る沖縄県の補助額

（2）（1）以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。

ア 別表1－2の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「沖縄県交付基本額」という。）に、4の表の⑥欄に定める沖縄県補助率を乗じて得た額と、沖縄県が交付した額とを比較して少ない方の額（以下「国庫補助基本額」という。）に、同表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

（国の財政上の特別措置）

（3）次の表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。

ア 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備の場合

（1）のうち「4の表の⑥欄に定める沖縄県補助率」とあるのは「（3）の

表の③欄に定める沖縄県補助率」と、「４の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「（３）の表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

イ ア以外の施設の場合

（２）のイ中「４の表の⑥欄に定める沖縄県補助率」とあるのは「（３）の表の③欄に定める沖縄県補助率」と、「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「同表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	沖縄県補 助率 ③	国庫補助 率 ④
ア 沖縄振興特別措置 法（平成１４年法律 第１４号）第４条に 規定する沖縄振興計 画に基づく事業とし て行う場合	▪ 救護施設 ▪ 更生施設 ▪ 宿所提供施設 ▪ 障害福祉サービ ス事業所（生活 介護、自立訓 練、就労移行支 援又は就労継続 支援を行うもの に限る。） ▪ 障害者支援施設 ▪ 身体障害者社会 参加支援施設 （盲導犬訓練施 設を除く。） ▪ 障害者入所施設 （主として、知 的障害のある児 童を入所させる ものに限る）	5/6	4/5
	▪ 授産施設（中分 類）	8.75/10	7.5/8.75
	▪ 障害児入所施設 （主として重症 心身障害児（児	9/10	8/9

	童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)		
イ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・ 救護施設	5/6	4/5
ウ 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業5箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・ 救護施設	5/6	4/5

(交付金の概算払)

7 九州厚生局長は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(交付の条件)

8 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、九州厚生局長の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、九州厚生局長の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに九州厚生局長に報告してその指示を受けなければならない。

(4) この交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(5) 沖縄県が社会福祉法人等に対してこの間接交付金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 間接補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、沖縄県知事の承認を受けなければならない。

イ 間接補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、沖縄県知事の承認を受けなければならない。

(ア) 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)

(イ) 建物等の用途

(ウ) 入所定員又は利用定員

ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、沖縄県知事の承認を受けなければならない。

エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに沖縄県知事に報告してその指示を受けなければならない。

オ 沖縄県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を沖縄県知事に納付させることがある。

カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの間接交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額0円の場合を含む。)は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに沖縄県知事に報告しなければならない。

なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社

及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、沖縄県知事に報告があった結果、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を沖縄県に納付しなければならない。

ク 間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど沖縄県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

サ この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

シ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、沖縄県知事の承認を受けないでこの間接交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

なお、沖縄県知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。

ス 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を間接交付金の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(6) (5)により付した条件に基づき沖縄県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ九州厚生局長の承認又は指示を受けなければならない。

また、沖縄県知事が(5)のキによる報告を受けた場合には、別紙8により九州厚生局長に報告しなければならない。

(7) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接交付金に係る消費税及

び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(8) 間接補助事業者が(5)により付した条件に違反した場合には、この間接交付金の全部又は一部を取り消すことがある。

(9) 沖縄県は、国から概算払によりこの間接交付金に係る交付金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた交付金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(申請手続)

9 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

補助事業者は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに九州厚生局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

10 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9に定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

11 この交付金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

九州厚生局長は、9若しくは10による申請書が到達した日から起算して、原則として4月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(状況報告)

12 この交付金の状況報告については、次により行わなければならない。

補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により令和元年12月末日現在の状況を令和2年2月末日までに九州厚生局長に報告しなければならない。

(実績報告)

13 この交付金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

補助事業者は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(8の(5)のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は令和2年4月10日のいずれか早い日までに、九州厚生局長に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは令和2年4月30日までに、別紙6の様式による報告書を九州厚生局長に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

- 14 九州厚生局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 15 特別の事情により6、9、10、12及び13に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ九州厚生局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。